

# 貸 金 庫 規 定

令和 2年 4月 1日現在  
萩 山 口 信 用 金 庫

## 1. (格納品の範囲)

(1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。

- ① 公社債券、株券その他の有価証券
- ② 預金通帳・証書、契約証、権利書その他の重要書類
- ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
- ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの

(2) 当金庫は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。

## 2. (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当金庫から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。ただし、期間満了日までに解約の要望をする場合は、事前に届出てください。

## 3. (使用料)

(1) 貸金庫の使用料は、後記「貸金庫使用料表」により1年分を前払いするものとし、毎年4月1日(休日の場合は翌営業日)に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払ってください。

(2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。

(3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

## 4. (鍵の保管)

貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当金庫立会のうえ借主の届出印により封印し、当金庫が保管します。なお、借用期間満了または解約のときは、正鍵は直ちに当金庫に返却してください。

## 5. (貸金庫の開閉等)

(1) 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用して行ってください。

(2) 開庫にあたっては、当金庫所定の貸金庫開扉票に借主または代理人が届出の印章により記名押印して提出してください。

(3) 格納品の出し入れは、当金庫の営業時間内に、当金庫指定の場所で行ってください。なお、閉庫後は貸金庫の施錠を確認してください。

## 6. (届出事項の変更等)

(1) 印章を失ったとき、または印章、氏名、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

正鍵を失ったときもしくは毀損したときも同様とします。

(2) 届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

## 7. (印章、鍵の喪失時等の取扱い)

(1) 印章もしくは正鍵を失った場合または正鍵を毀損した場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続が完了するまでの間に行うことができません。この場合、相当の期間をおくものとします。

(2) 正鍵を失った場合または正鍵を破損した場合は、当金庫所定の手続によって開扉しますので、

収容品全部を引き取って解約してください。

(3) 正鍵を失ったときまたは毀損したときは、錠の取替等に要する費用を支払ってください。

#### 8. (印鑑照合等)

貸金庫開扉票、各種諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたうえ、請求者等が請求等の権限を有すると当金庫が過失なく判断して開庫その他の取扱いをしたときは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、使用される鍵について当金庫は確認する義務を負いません。

#### 9. (損害の負担等)

(1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当金庫の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生したときには、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

(2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。

(3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

#### 10. (反社会的勢力との取引拒絶)

この貸金庫は、第11条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第11条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

#### 11. (解約等)

(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続をしたうえで貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第7条に準じて取扱います。

(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえで貸金庫を明渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

① 借主が使用料を支払わないとき

② 借主が存在しないことが明らかとなったとき

③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき

④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき

⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切であるときには、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえで貸金庫を明け渡すものとします。

① 借主が反社会的勢力でないことの表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき

② 借主または代理人が次のAからGのいずれかに該当したことが判明したとき

A. 暴力団

B. 暴力団員

C. 暴力団でなくなった時から5年を経過しない者

D. 暴力団準構成員

E. 暴力団関係企業

F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

G. その他AからFに準ずる者

③ 借主または代理人が次のAからEのいずれかの関係を有することが判明したとき

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用している認められる関係を有すること
  - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ④ 借主または代理人が自らまたは第三者を利用して次の A から E に該当する行為をしたとき
- A. 暴力的な要求行為
  - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
  - E. その他 A から D に準ずる行為
- (4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
- (5) 第1項から第3項の明渡しが3か月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。
- (6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当金庫からの請求がありしだい支払ってください。
12. (貸金庫の修繕、移転等)  
貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当金庫が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。
13. (緊急措置)  
法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。
14. (譲渡、転貸等の禁止)  
貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。
15. (成年後見人等の届出)
- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。また、これらの成年後見人等の地位や権限、行為能力に影響を及ぼす事由(補助・保佐・後見の開始等)が生じたときも、同様にお届けください。
  - (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
  - (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によってお届けください。
  - (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によってお届けください。
  - (5) 前4項の届出の前に、当金庫が過失なく本人の行為能力に制限がないと判断して行った取扱い等については、本人およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は、取消しを主張できないものとします。

16. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、社会情勢や経済的・技術的環境の変化その他相当の事由があると当金庫が認める場合には、定型約款の変更に関する規定(民法 548 条の 4)に基づき(付随的な事柄や手続に係る事項等は除きます。)変更できるものとします。
- (2) 前項の場合、変更を行う旨および変更後の規定の内容、ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットその他相当な方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前 2 項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から実施するものとします。

以 上

貸 金 庫 使 用 料 表 (年 間)		
貸 容  金 積  庫 別	① 第 1 種(容積 8,000 cm <sup>3</sup> )	6,600 円
	② 第 2 種(容積 8,000 cm <sup>3</sup> 以上 11,000 cm <sup>3</sup> 未満)	9,900 円
	③ 第 3 種(容積 11,000 cm <sup>3</sup> 以上 18,000 cm <sup>3</sup> 未満)	13,200 円
	④ 第 4 種(容積 18,000 cm <sup>3</sup> 以上)	19,800 円

※ 貸金庫使用料は、諸般の情勢により変更することがあります。